

鳥取県に入猟しようとする者の狩猟者登録の取扱要領

他の都道府県から鳥取県内に入猟しようとする者の狩猟者登録の取扱いは、次のとおりとする。

1 狩猟者登録申請書及び狩猟税納付書用紙

申請予定者は同用紙を原則、次のウェブページからダウンロードすること。

(インターネットを利用できない者は4の書類提出先に請求してください)

<https://www.pref.tottori.lg.jp/289612.htm>



2 提出書類

- (1) 狩猟者登録申請書 ----- 1 部
R 6 年度から申請書様式が変更になっています。
 - (2) 狩猟税納付書 ----- 1 部
R 7 年度から申請書様式が変更になっています。
 - (3) 登録用に再交付された狩猟免許又は一般社団法人である都道府県猟友会長が狩猟免許を有することを証明した書類 ----- 1 部
 - (4) 当該年度の一般社団法人大日本猟友会の共済事業の被共済者であることの証明書、あるいは損害保険会社の損害保険契約の被保険者であることの証明書(補償額が3千万円以上)、または資産に関する証明書 ----- 1 部
 - (5) 写真(最近6カ月以内に撮影した正面上三分身、無帽、無背景のライカ判[3.0cm×2.4cm]で裏面に氏名及び撮影年月日を明記したもの。カラーが望ましい) ----- 2 枚
 - (6) 狩猟税の減免措置を受ける場合に必要な提出書類
 - ア 対象鳥獣捕獲員である場合(鳥取県内市町村長により指名された場合に限る)
対象鳥獣捕獲員であることを証する書類 ----- 1 部
※対象鳥獣捕獲員とは、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に定める鳥獣被害対策実施隊員であって主として対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者として市町村長により指名され、又は任命された者をいう。
 - イ 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者である場合(鳥取県で事業を実施した場合に限る)
 - (ア) 認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し ----- 1 部
 - (イ) 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書 ----- 1 部
 - (ウ) 申請日1年以内に鳥取県の事業を実施受託したことを証する契約書等の写し ----- 1 部
 - (エ) 上記(ウ)の事業に従事した際の従事者証の写し ----- 1 部
 - ※「認定鳥獣捕獲等事業者」とは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下「鳥獣保護管理法」という。)第18条の5第2項第1号に規定される者であり、また「捕獲従事者」とは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の2第2項第6号に規定される者をいう。
 - ウ 許可捕獲者(鳥取県内で捕獲等を行った者に限る)
 - (ア) 鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けその捕獲等を行った場合
 - a 狩猟者登録の申請前1年以内に発行された許可証の写し ----- 1 部
- なお、法第9条第13項に係る報告を記載し、備考欄に捕獲日又は捕獲出勤日を記載すること。

(イ) 鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者の従事者として行った場合

- a 狩猟者登録の申請前1年以内に発行された従事者証の写し ----- 1部
b 捕獲等従事結果報告書 ----- 1部

3 税及び手数料等

(1) 狩猟税

ア 第一種銃猟 ----- 16,500円

ただし、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、
控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者
を除く。）以外の者で、住所地の市町村長の証明書を添付した者 ----- 11,000円

イ 網猟又はわな猟 ----- 各 8,200円

ただし、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、
控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者
を除く。）以外の者で、住所地の市町村長の証明書を添付した者 ----- 各 5,500円

ウ 第二種銃猟 ----- 5,500円

（参考）狩猟者登録制度の改正に伴い、第一種銃猟登録を受けたものが、空気銃を使
用する場合、空気銃に係る狩猟税を課さない。

エ 対象鳥獣捕獲員 ----- 課税免除

ただし、鳥取県内の市町村長が、当該管内での従事者として身分を証明した者に限る。
令和8年3月31日までの登録に限る。

オ 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者 ----- 課税免除

ただし、鳥取県内で事業を実施した場合に限る。

カ 許可捕獲者（鳥取県内で捕獲等を行った者に限る） ----- 上記アからウの狩猟税の半額

鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者又はその捕獲に従事した者に限る。
令和8年3月31日までの登録に限る。

(2) 狩猟者登録手数料 ----- 各1,800円
(登録する免許種ごとに必要)

(3) 返送料

振込等の必要はなし。

狩猟者登録証、記章等は以下の方法での送付とする。

ア 料金着払い宅配便

イ レターパックプラス「600円の赤色のもの」（個人の場合のみ）

※レターパックプラスでの返送を希望する場合は、返送先を記入したレターパックプラスを申請
書に同封すること。なお、レターパックプラスの詳細はインターネット等で確認すること。

4 書類提出（送付）先

〒680-8570

鳥取市東町1丁目220番地

鳥取県農林水産部農業振興局鳥獣対策課

電 話 0857-26-7872

ファクシミリ 0857-26-8114

メールアドレス choujyu-center@pref.tottori.lg.jp

5 狩猟者登録申請の手続き

- (1) 提出書類を郵送により提出する。当課から振込額を連絡するので（電話又は電子メール）、連絡があるまで、税及び手数料の振込を行わないこと。（申請書には日中につなぎやすい電話番号を必ず記入すること）

なお、誤って申請書類郵送前に振込により納付をした場合は、速やかに電話（０８５７－２６－７８７２）すること。

- (2) 銀行振込により当課から連絡のあった額を納付する。（現金書留などによる納付は受け付けない）

※当課から連絡があるまで、税及び手数料の振込を行わないこと。

【振込先】 山陰合同銀行(金融機関コード ０１６７)

鳥取県庁支店(支店コード ０５４)

普通預金 口座番号 ３６１９１８７

(名義) 鳥獣対策課 出納員 課長補佐 大石 幸司

(チョウジュウタイサクカ スイトウイン カチョウホサ オオイシ コウジ)

【振込先の「支店名」にご注意を】

似たような名称の別の支店に間違っ振り込むトラブルが発生しているため振込手続きの際には「鳥取県庁支店（支店コード０５４）」になっているか、必ず確認すること。

- (3) 振込後５日以内に、銀行振込依頼書の写しをファクシミリ（０８５７－２６－８１１４）で送付すること。なお、誤って書類を提出する前に振込を行った場合は、２の提出書類に同封すること。

6 受付期間等

書類の受付は令和７年９月１６日から開始し、登録証等の交付は１０月１５日以降から受付順に郵送する。

ただし、１０月１１日までに書類が到着しない場合は、１０月末日までに登録証等の交付ができない場合がある。

書類の審査には時間を要するため、受付順に手続きを行うものとする。送付までに２週間程度かかるため、余裕をもって申請すること。

7 その他

- (1) 申請書及び納付書の用紙は、鳥取県発行のもの及び同様式のものとする。
- (2) 申請手続きは、できるだけ猟友会等で取りまとめのうえ、送付書（別紙様式）を添付して一括申請すること。
- (3) 申請書には連絡先の電話番号を必ず記入すること。（日中につなぎやすい番号をお願いします）
- (4) 書類に不備（記入漏れ、証明印漏れ、住所の相違等）があるものは受理せず、当該申請書を料金着払いで返送する場合があるので、提出にあたっては十分注意すること。
- (5) 登録証の即日交付は行わない。
※申請書等を持参されても即日交付は行いません。
- (6) 登録証は、鳥獣捕獲報告とともに、狩猟者登録の有効期間満了後３０日以内に鳥取県鳥獣対策課へ返納すること。

8 狩猟期間について

- (1) イノシシ、ニホンジカ（1 1月1日～翌年2月末日）
- (2) ツキノワグマ（令和7年度は狩猟禁止）
- (3) その他の鳥獣（1 1月15日～翌年2月15日）

9 豚熱（CSF）への対策

- (1) 豚熱ウイルス拡散防止のお願い

豚熱に感染した野生イノシシが確認されている。

入猟前、入猟後（複数地域を回る場合は、移動の前後）には靴・衣服、道具、手指、車両等の消毒、イノシシを捕獲したときは死体・残渣の適切な処理、捕獲地点・埋設場所などの消毒を徹底すること。

- (2) 感染確認地域の確認

狩猟や有害捕獲等のために立ち入る区域が、豚熱に感染した野生イノシシが発見された場所から半径10km圏内（以下「感染確認区域」という）かどうか確認すること。

感染確認区域は、県のホームページで公開しています。（QRコードから確認できます）



- (3) 感染確認区域でのお願い

感染確認区域内で捕獲したイノシシの個体、肉、内臓及び血液等は、自家消費用を含めて、区域外へ持ち出さないこと。